

平成27年度税制改正

平成27年5月1日

平成27年3月31日において平成27年度税制改正法案が成立しました。1月のFAXニュースでお伝えしました税制改正大綱の内容と特に変更点もなく、ほとんどの中小企業にはとって影響のない改正ばかりの年となりました。1月にはご紹介できなかった細かい話も触れながら、ご紹介をさせていただきます。

1. 法人税関係

(1) 法人税実効税率の引下げ

今回の税制改正の中では一番の目玉です。法人税率が平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、現在の25.5%から23.9%に下がりました。また、中小企業の軽減税率15%も平成29年3月31日までの間に開始する事業年度まで適用が延長されました。

法人税実効税率としては概ね次の通りとなります。なお、普通法人（大企業など）に適用される税率が低くなっているのは、これ以外に外形標準課税による課税が発生するためです。

普通法人：32.11%

中小法人：年400万円以下 21.42%

：年400万超800万円以下 23.20%

：年800万円超 34.33%

また、今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げて国際競争力を保ちたいという国の意向がありますので、来年度以降も法人税率は下がる可能性は高いと予想されています。

(2) 欠損金の繰越控除制度の制限

繰越欠損金の控除制度については、中小法人については控除期間が10年に延びたことを除き、変更ありません。

大法人については、繰越欠損金と相殺できる金額が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間に開始する事業年度については所得金額の65%、平成29年4月1日以後に開始する事

業年度については所得金額の50%と制限幅が拡大しました。

欠損金の繰越期間が改正前の9年から10年へと延長されましたが、これに伴い帳簿書類の保存期間についても9年から10年へと延長されております。この期間の適用については平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金からとなります。ここ最近で7年、9年、10年と欠損金の繰越期間に関する数字が変わっておりますので、一度ご確認下さい。

2. 個人課税関係

(1) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例

国外転出の日前10年以内に国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年超、かつ、有価証券等の価額が1億円以上である者については、その者が国外転出をする場合にその時点で譲渡をしたものとみなして譲渡所得等の金額を計算されることになりました。

租税回避の為の国外脱出を防ぐ狙いがあるとみられ、平成27年7月1日より適用されます。

また、この制度の対象者の所有していた有価証券が相続、贈与などで非居住者に移転する一定の場合についても譲渡等があったものとみなされます。

(2) 財産債務調書

所得金額が2,000万円超の方が確定申告時に提出している財産債務明細書の名称が上記名称に変更され、記載内容・要件が変更されます。提出基準ですが、所得2,000万円に加えて、その年の12月31日における財産の価額が3億円以上、または、上記（1）の対象となる資産の合計額が1億円以上であることとなりました。課税当局が資産家の財産状況をより明確に把握しようとする意図が明白です。

(3) 生命保険契約の支払調書の改正

生命保険契約等の契約者が死亡したことに伴い契約者の変更の手続を行った場合には、その変更の効力が生じた年の翌年1月までに保険会社から支払調書の提出が義務付けられることとなりました。

恐らく上記の内容だけを読んでピンと来る方は少ないと思いますが、今回の改正で最も影響がある改正だと思えます。

改正前では、次の場合に支払調書が提出されており、そのデータを基にして、申告漏れがないかを税務署側では確認をしています。

①1回の支払金額が100万円を超える保険金・解約返戻金等が支払われた場合

②同一人に対して年間に20万円を超える年金給付金が支払われた場合

しかし、次のような場合、申告漏れを税務署側で見逃す可能性がありました。

ケース① 契約者と被保険者が同一人でない場合に契約者が亡くなり名義変更をした場合、その時点の解約返戻金相当額が相続税の課税対象財産となります。しかし、保険金が支払われていないため支払調書が出されないため、相続税の申告漏れになる。

ケース② 契約者変更後に保険金等を受け取った場合、実際の保険料を支払っていない別の者が保険金等を受け取るため贈与税の対象となります。しかし、これまで誰が保険料を支払っていたか把握できないため、贈与税が申告漏れとなる（受け取った保険金について100万円を超えていれば把握されます）。

ケース①の場合、昨年までは相続税の申告が必要でない場合がほとんどだったので影響は少なかったと思いますが、今年から基礎控除が下がり、申告が必要な方が増えることを考えると見過ごすことができません。

ケース②は申告漏れが多数あったと推測されます。例えば、親が子の保険料を支払っていた場合です。保険の満期を迎える直前に名義変更をして、受け取った保険金については子が一時所得としてきちんと申告をした場合には、税務署側でこの名義変更に関する贈与を指摘するのは困難であったようです。

恐らく、多くの方にとっては贈与という意識がなかったと思います。祖父母が孫のために加入していた保険を保険会社の人の勧めで名義変更したなどという話も聞いたりします。

この件に関しては、長年に渡り国税庁の要望として挙がっていたものが、保険業界からの猛烈な反対があつて実現してこなかったものなので相当数の事例があつたことは想像に難くありません。この改正は、平成30年1月1日以後の契約者変更について適用がありますので、将来の契約者変更を前提に加入しているような保険がある場合など、一度加入されている保険を確認して課税関係の把握をされることをお勧め致します。

3. その他

(1) スキャナ保存制度の見直し

これまで税務関係書類をスキャナ保存することについては金額が3万円未満、入力者の電子署名が必要などという条件があつたため、実際に運用されることは皆無と言つていい状態でした。そのため、当事務所からも積極的にお伝えすることはありませんでした。しかし、今回の改正でこの金額要件が廃止されたことにより、導入の検討を始めた会社が増えています。

この制度は平成27年9月30日以後に行う承認申請から適用され、適用したい日の3月前の日までに申請が必要のため、最短で平成28年1月1日からの適用が可能となります。

改正により金額要件が対象からは外れましたが、他にもいくつか要件があります。特に今、問題となっているのはタイムスタンプという条件です。財団法人日本データ通信協会が認定するタイムスタンプが必要となりますが、これを満たすシステムのコストが現状では高額のようなです。また、全ての書類をスキャンする手間という問題もあります。

この件に関しては、今後情報収集を重ねていき、FAXニュース等でお伝えできたらと考えております。書類の保存期間が10年になりますので管理コストなどを踏まえてご提案出来ればと考えております。

以上